

鳥取市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月27日

鳥取市長 深澤 義彦

鳥取市条例第6号

鳥取市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

鳥取市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成29年鳥取市条例第68号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項を削る。

附則第2項中「乳児4人以上が入所する保育所に対する」を削り、「については」の次に「、当分の間」を、「准看護師」の次に「(以下この項において「看護師等」という。)」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、乳児の数が4人未満である保育所については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって当該保育所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

別表第1サービスの提供の項中第5項を第8項とし、第4項の次に次の3項を加える。

- 5 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継

続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めること。

6 職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するよう努めること。

7 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めること。

別表第2サービスの提供の項中第5項を第12項とし、第4項を第8項とし、同項の次に次の3項を加える。

9 業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めること。

10 職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するよう努めること。

11 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めること。

別表第2サービスの提供の項中第3項を第7項とし、第2項の次に次の4項を加える。

3 児童の安全の確保を図るため、設備の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他施設における安全に関する事項についての計画(以下「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講ずること。

4 職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施すること。

5 定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うこと。

6 児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認すること。

別表第3サービスの提供の項中第8項を第17項とし、第7項を第13項とし、同項の次に次の3項を加える。

- 14 業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めること。
- 15 職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するよう努めること。
- 16 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めること。

別表第3サービスの提供の項中第6項を第12項とし、第5項を第11項とし、第4項を第10項とし、第3項の次に次の6項を加える。

- 4 安全計画を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講ずること。
- 5 職員に対し、安全計画について周知するとともに、安全計画に定める研修及び訓練を定期的に実施すること。
- 6 児童の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知すること。
- 7 定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うこと。
- 8 児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認すること。
- 9 児童の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより1つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に児童の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の児童の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（児童の降車の際に限る。）を行うこと。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第5条の改正規定は、公布の日から施行する。

(安全計画の策定等に係る経過措置)

- 2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、この条例による改正後の別表第2サービスの提供の項第3項及び第4項の規定の適用については、これらの規定中「講ずる」とあるのは「講ずるよう努める」と、「実施する」とあるのは「実施するよう努める」とする。

(自動車を運行する場合の所在の確認に係る経過措置)

- 3 この条例による改正後の別表第3サービスの提供の項第9項の規定の適用については、保育所において児童の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であって、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の児童の見落としを防止する装置（以下この項において「ブザー等」という。）を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、児童の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する保育所は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて児童の所在の確認を行わなければならない。